

ひょうご防災減災推進条例の改正について

1 改正の趣旨

阪神・淡路大震災30年を機に、兵庫県の防災減災の取組の更なる推進を図るため、以下のとおりひょうご防災減災推進条例を一部改正する。

改正のポイント

- 阪神・淡路大震災から30年が経過し、その経験と教訓の風化が懸念されることから、その経験と教訓を世代や地域を超えて繋いでいくことを明確化する(前文、第2条及び第6条関係)。
- 近年、自然災害が激甚化・頻発化している中、能登半島地震においても消防団の重要性が改めて認識されたこと及び消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の趣旨を踏まえ、県、市町及び消防団の取組について、以下のとおり定める。
 - ・ 県は、消防団及び自主防災組織等の地域における防災減災の取組に関する県民の理解及び参画を促進する事業に取り組むものとする(第2条関係)。
 - ・ 市町は、消防団を中核とする地域防災力の充実強化に関する法律に規定する消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善その他の消防団の強化に関する事業に取り組むものとする。(第3条関係)。
 - ・ 消防団は、地域防災力の中核として、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応するとともに、自主防災組織等の教育訓練その他の地域における防災体制の強化に取り組むものとする(第5条関係)。

2 施行期日

公布の日(令和7年12月15日)

阪神・淡路大震災
30年事業
基本コンセプト

忘れない

伝える

活かす

備える

つな
繋ぐ

「つな
繋ぐ」：震災の経験と教訓を「世代」「地域」を超え、広く継承・共有していく。

